

# 原発事故 損害賠償説明会

+

# 個別 相談会

東京電力の請求書類の記載上の注意点など、弁護士が説明を行います。

福島第1, 第2原子力発電所の事故により, 多くの方が避難を余儀なくされかつ甚大な被害が発生しました。8/5に原子力損害賠償審査会の中間指針が発表され, 9/12からは東京電力が被災者の方への説明資料の送付を開始するなど, 東京電力への賠償請求が開始されました。今回の説明会では, 原発事故の賠償の流れ, 損害の記録の仕方, 今後どのように対応すべきかなどについて説明を行います。

なお, いわゆる自主的避難をされた方々への説明もご用意していますので是非ご参加下さい。10/29に実施した説明会と内容が重なる場合もございます。横浜市中区の弁護士会館で実施する説明会を, 県内2ヶ所でテレビ中継いたしますので, お近くの各会場にご参加ください。また, 説明会終了後, 各会場にて個別相談会を実施いたします。説明会の案内につきましては, 横浜弁護士会PCホームページ及び携帯サイトでもご覧いただけます。

**日時** 平成23年12月3日(土)

**午前10時30分～** (開場:午前10時)



横浜弁護士会ホームページ

**場所** 県内3ヶ所で同時開催いたします。

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
①横浜弁護士会館	JR関内駅 南口より徒歩10分 市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分 みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口より徒歩1分	120名	予約不要。小さなお子様と一緒に参加できる会場の用意がございます。
②横浜弁護士会相模原支部会館	JR横浜線相模原駅 JR相模原駅からバス(1, 2番)市役所前下車、徒歩3分	30名	事前予約制(テレビ上映)
③横浜弁護士会県西支部会館	JR小田原駅 徒歩10分	30名	事前予約制(テレビ上映)

※②③の会場は、事前予約制となります。参加希望の場合は、11月25日(金)までに、裏面のご希望の会場に直接ご予約下さい。ご希望の会場・お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺いいたします。

お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。

※定員を超えた場合は、ご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。

## 内容

- 1 原発事故損害賠償手続の流れ
- 2 損害賠償請求の方法、原子力損害賠償紛争解決センターなど
- 3 今後の対応について

※ 10/29の原発説明会と内容が重なる場合もございます。

※ お持ちでない方に、賠償請求に役立つ東日本大震災記録ノート(神奈川版)の配布も行います。

主催:横浜弁護士会

問い合わせ先:045-211-7711

# 原発事故 損害賠償説明会

+

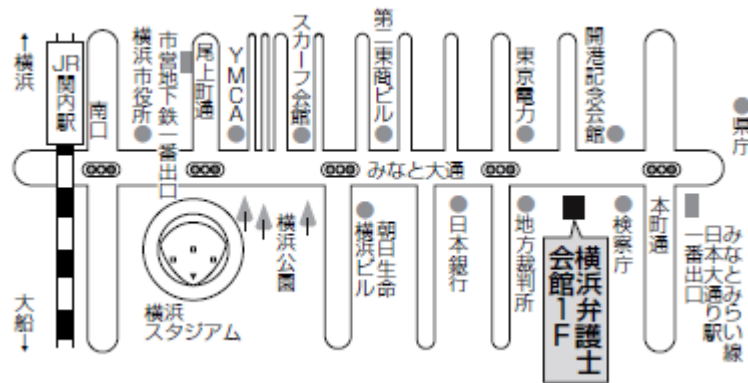
# 個別 相談会

日時：平成23年12月3日（土）

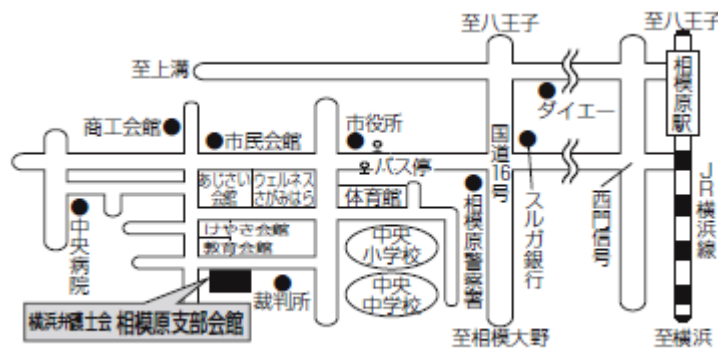
午前10時30分～

（開場：午前10時）

## ① 関内会場（横浜弁護士会館）



## ② 相模原会場（横浜弁護士会相模原支部会館） 電話042-751-0958



要予約

## ③ 小田原会場（横浜弁護士会県西支部会館） 電話0465-22-5671



要予約